

心配ごと相談所運営要項

1. 目的

この事業は、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行うとともに、相談を通じて見出された課題に対してニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行う。

2. 運営主体

沖縄市社会福祉協議会

3. 設置場所

沖縄市社会福祉センター内に設置する。

4. 利用対象

原則として、沖縄市民とする。

5. 利用時間等

- (1) 平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。
- (2) 休業日は、本会事務局と同じとする。
- (3) 来所及び電話による相談すべて無料とする。

6. 相談員

- (1) 相談所に若干名の相談員を置く。
- (2) 相談員は、民生委員、児童委員、学識経験者、社会福祉経験者等のうちから、本会会長が委嘱する。
- (3) 相談員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

7. 秘密の保持

相談員は、この業務に従事して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

8. 委任

この要項に定めるものの他、相談所の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

心配ごと相談所の運営に関する内規

1. この内規は、沖縄市社会福祉協議会心配ごと相談所運営要項に基づき、定められる。

2. 相談員の勤務形態は、相談員全員で調整の上、決定する。

3. 相談員の謝礼及び手当は、以下の通りとする。

(1) 日当として、1日5,000円を支給する。

(2) 勤務時間超過の場合は、1時間につき1,000円を支給する。

(3) 沖縄市外より通勤する者には、交通費としてバス賃実費を支給する。

(4) 研修会出席の際は、日当2,000円を支給する。

但し、公用車以外で出席の場合は、交通費(バス賃実費)を支給する。

4. 毎月第3木曜日の午後2時から4時まで「法律相談日」を設定する。

なお、法律相談は予約制とし、沖縄県司法書士会沖縄支部の協力を得て無料実施とする。

5. この内規に定められないものは、本会事務局長の専決事項とする。